八　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等

［九～十四　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の七　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

［五～七　略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～四　略］

五　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

［六～九　略］

十　廃棄物埋設地の所在等を示す措置に関する説明書

十一　［略］

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第二十二条の八　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　略］

［2・3　略］

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

第二十二条の九　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2　法第五十一条の二十五第二項の規定による認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（廃止措置計画の認可の基準）

第二十二条の十　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～三　略］

四　前号に掲げるもののほか、廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

八　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等

［九～十四　同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の七　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　同上］

四　前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

［五～七　同上］

2　［同上］

［一～四　同上］

五　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

［六～九　同上］

［号を加える。］

十　［同上］

3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第二十二条の八　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　同上］

［2・3　同上］

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

第二十二条の九　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2　法第五十一条の二十五第二項の規定による認可を受けた者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（廃止措置計画の認可の基準）

第二十二条の十　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～三　同上］

四　廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。